

平成 29 年 3 月 28 日
消 防 庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では今年度、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や、消防活動阻害物質について調査検討を行ってきました。このたび、調査検討の結果がまとまりましたので、報告書を公表します。

【報告書の概要（別添資料参照）】

1 火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討

調査・分析を行った3物質には、消防法上の危険物に追加すべき物質はありませんでした。

2 消防活動阻害物質に関する調査検討

(1) 調査・分析を行った2物質には、消防法上の消防活動阻害物質に指定すべき物質はありませんでした。

(2) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成28年政令第255号）により、劇物から除外された「メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤」を、消防活動阻害物質から除外することとしました。

※[報告書](#)全文については、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp/）に掲載します。



<連絡先>

消防庁 危険物保安室

担当：七條補佐、山本係長、高部事務官

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

Mail：kikenbutsukiseijimu@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。送信の際には、「@」を「@」に置き換えてください。

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要

1 目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「消防活動阻害物質」を早期に把握し、それらの危険性を検証し、消防法上の危険物又は消防活動阻害物質に該当するか否かについて検討を行った。

- 火災危険性を有するおそれのある物質
以下のいずれかに該当する物質
 - ① 現在消防法上の危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質
 - ② 既に危険物に該当するものの、他の類に属する性状を示すおそれのある物質
- 消防活動阻害物質
火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質で、消防法第9条の3に規定する物質
(例：圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災危険の大きいガス、シアン化ナトリウム、フッ化水素、アンモニア等の毒物・劇物等)

2 検討会委員名簿(五十音順)

座 長	役 職
田 村 昌 三	東京大学 名誉教授
委 員	役 職
朝 倉 浩 一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新 井 充	東京大学 環境安全研究センター 教授
岩 田 雄 策	消防研究センター 危険性物質研究室長
芝 田 育 也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
鶴 田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
三 宅 淳 巳	横浜国立大学 先端科学高等研究院 副研究院長・教授
八 木 伊 知 郎	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長

3 検討会開催状況

- 【第1回検討会】 平成28年5月25日開催
 - ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動害性物質の調査方法の決定
- 【第2回検討会】 平成28年9月2日開催
 - ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動害性物質の候補物質の決定
- 【第3回検討会】 平成29年3月9日開催
 - ・ 報告書(案)の審議

4 調査検討の結果

火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討

○調査物質

国内外の事故事例のデータベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質16物質を抽出し、流通量や用途等により優先順位をつけ、上位3物質（表1参照）について、詳細な調査・分析を行った。

○危険物へ追加する条件

次の条件①と②の両方を満たしている場合は、危険物として規制を行う必要がある。

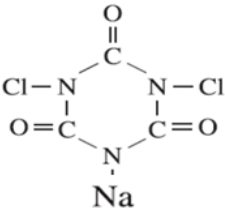
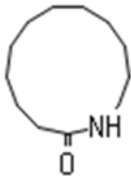
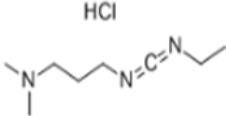
条件① 危険物確認試験において、危険物としての性状を有すること。

条件② 年間生産量等が一定量以上であること。

○結論

調査・分析を行った3物質には、上記条件を満たす物質はなく、消防法上の危険物に追加すべき物質はなかった。

表1 調査・分析を行った物質

No.	物質名 (IUPAC)	一般名称	CASNo.	化学構造式	状態
1	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	2893-78-9		固体
2	シクロドデカノンイノキシム	ω-ラウリンラクタム	947-04-6		固体
3	1-(3-ジメチルアミノプロピル)-3-エチルカルボジイミド塩酸塩	1-(3-ジメチルアミノプロピル)-3-エチルカルボジイミド塩酸塩	25952-53-8		固体

消防活動阻害物質に関する調査検討

○調査物質

毒物及び劇物指定令の一部改正（平成28年7月1日に施行）により、毒物又は劇物に新たに指定された2物質（表2参照）について調査・分析を行った。また、新たに除外された1物質（表3参照）について対応を検討した。

○毒物又は劇物に新たに指定された物質に対する消防活動阻害物質への追加の考え方

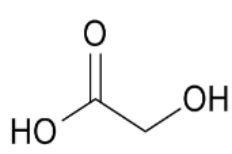
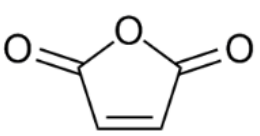
消防法上の危険物に非該当で、下記①～④のいずれかに該当する物質から、流通量を考慮して、消防法上の消防活動阻害物質へ追加するかどうかを決定する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

○結論

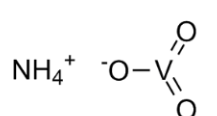
- ① 毒物又は劇物に新たに指定された2物質について、加熱発生ガス分析等を行った結果、消防活動阻害物質に指定すべき物質はなかった。

表2 調査・分析を行った物質

No.	一般名称	CASNo.	化学構造式	状態
1	グリコール酸（3.6%以下の製剤は除外する。）	79-14-1		固体
2	無水マレイン酸	108-31-6		固体

- ② 毒物又は劇物から新たに除外されたメタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤については、消防活動阻害物質から除外すべきとされた。

表3 除外について検討した物質

No.	一般名称	CASNo.	化学構造式	状態
1	メタバナジン酸アンモニウム（0.01%以下を含有する製剤）	7803-55-6		固体